国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程

平成２７年２月２４日
達示第５６号制定

（目的）

第１条　この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成１６年達示第７０号）第３１条第２項の規定に基づき、給与を年俸とする教員（以下「年俸制教員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（年俸）

第２条　年俸は、職務給、インセンティブ手当、業績一時金及び第７条に定める諸手当とする。

（職務給）

第３条　職務給は、別表第１の左欄に掲げる職種の区分に応じ同表の右欄に掲げる額とする。

（インセンティブ手当）

第４条　インセンティブ手当は、教育、研究、社会貢献等における業績、成果、貢献度その他教育研究に必要な能力等に応じて支給することができる。

２　インセンティブ手当の額は、京都大学における年俸制教員の評価に関する規程（平成２６年達示第５７号。以下「評価規程」という。）の規定による評価等を勘案のうえ、別表第２の左欄に掲げる職種の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を上限額として総長が決定する。ただし、総長が特に必要と認めた場合は、インセンティブ手当の額を別表第２の左欄に掲げる職種の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超える額とすることができる。

３　前項のインセンティブ手当の額の決定、支給時期その他の運用は、総長が別に定める。

（業績一時金）

第５条　業績一時金は、６月１日及び１２月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する年俸制教員に対し、基準日の属する年度の前年度の末日以前１年以内の期間におけるその者の業績に応じて支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員についても同様とする。

２　業績一時金の額は、評価規程の規定による評価及び当該年俸制教員の勤務期間等を勘案のうえ、別表第３の左欄に掲げる職種の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を上限額として総長が決定する。

３　前２項に規定するもののほか、業績一時金の支給に関し必要な事項については、総長が別に定める。

（令３達５１・一部改正）

（支給日及び支給方法）

第６条　職務給は、その額を１２で除して得た額を毎月２１日に支給する。ただし、支給日が勤務時間等規程第１１条及び第１３条に規定する週休日又は休日（以下「週休日等」という。）に当たるときは、当該週休日等に当たる日前の最も近い週休日等でない日を支給日とする。

２　インセンティブ手当は、その額を１２で除して得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を職務給の支給方法に準じて支給する。ただし、職務給の支給日までに給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給する。

３　業績一時金の支給日は６月３０日及び１２月１０日とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日とする。

（平２８達５６・令７達７・一部改正）

（諸手当）

第７条　諸手当は、管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、入試手当、学位論文調査手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当、研究代表者等特別手当及び冠教授手当とする。

２　前項に定める諸手当の支給される年俸制教員の範囲その他諸手当の支給に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成１６年達示第８０号。以下「給与規程」という。）第１２条、第１８条、第２０条、第２３条から第２７条まで、第３３条の２、第３３条の３、第３３条の５から第３３条の９まで及び第３３条の１１の規定を準用する。この場合において、

次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第１２条 第２０条第１項	俸給	職務給
第２３条から第２５条まで	第３９条に規定する勤務１時間当たりの給与額	国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程第８条の規定により読み替えられた第３９条に規定する勤務１時間当たりの給与額

（平２７達２１・令４達７４・令６達１６・令７達５・令７達６・一部改正）

（準用）

第８条　前条までに定めるもののほか、年俸制教員の給与に関する事項は、給与規程第２条、第９条第３項から第５項まで、第１０条、第３４条第２項及び第３項、第３６条第１項から第８項まで並びに第３７条から第４０条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第９条第３項	管理職手当、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、特別調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び看護職員調整手当	管理職手当、通勤手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当及び健康管理手当
	俸給	職務給
第９条第４項	第１項に定める日	国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程（平成２６年達示第５６号）第６条第１項に定める日
第１０条第１項	俸給を支給し、昇給、降給等により俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。ただし、離職した国家公務員及び国立大学法人職員が即日教職員になったときは、その日の翌日から俸給を支給する。	職務給を支給し、昇任等により職務給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた職務給を支給する。ただし、離職した国家公務員及び国立大学法人職員が即日教職員になったときは、その日の翌日から職務給を支給する。
第１０条第２項から第４項まで	俸給	職務給
第３６条第１項から第３項まで及び第５項	俸給、扶養手当、特別調整手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び看護職員調整手当	職務給を１２で除して得た額
第３６条第４項及び第８項	俸給、扶養手当、特別調整手当、住居手当及び看護職員調整手当	職務給を１２で除して得た額
第３７条	第３９条に規定する勤務１時間当たりの給与額	国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程第８条の規定により読み替えられた第３９条に規定する勤務１時間当たりの給与額
第３９条第１項	俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、特別調整手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び看	職務給及びインセンティブ手当を１２で除して得た額並びに拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当及び健康管理手当の月額

	護職員調整手当の月額	
第３９条第２項	俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、特別調整手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び看護職員調整手当の月額	職務給及びインセンティブ手当を１２で除して得た額並びに拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当及び健康管理手当の月額

（平２７達２１・令４達７４・令６達１５・令７達６・一部改正）

（雑則）

第９条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は人事担当の理事が定める。

（令４達３７・一部改正）

附　則

１　この規程は、平成２７年３月１日から施行する。

２　第６条第２項本文の規定にかかわらず、給与規程の適用を受けていた教職員が年俸制教員となった場合（その他総長が定めるこれに準ずる場合を含む。）は、インセンティブ手当の額の一部を第６条第３項による業績一時金の支給方法に準じて支給することができるものとし、それ以外の額を１２で除して得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を職務給の支給方法に準じて支給する。

（令７達６・一部改正）

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附　則（令和３年達示第５１号）抄

（施行期日）

第１条　この規程は、令和３年９月２８日から施行する。

（経過措置）

第６条　第２条の規定による改正後の国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程第５条の規定にかかわらず、令和３年１２月１日から令和４年１２月１日までの期間における同規程の適用を受ける年俸制教員の業績一時金については、なお従前の例による。

（令３達５７・追加）

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附　則（令和７年達示第６号）抄

（施行期日）

第１条　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年達示第７号）

この規程は、令和７年７月１日から施行する。

別表第１　職務給（第３条関係）

職種	年額
教授	７，２００，０００円
准教授	５，４００，０００円
講師	４，２００，０００円
助教	３，６００，０００円

別表第２　インセンティブ手当（第４条第２項関係）

職種	年額（上限額）
教授	７，２００，０００円
准教授	５，４００，０００円
講師	４，２００，０００円
助教	３，６００，０００円

別表第３　業績一時金（第５条第２項関係）

職種	上限額
教授	７５０，０００円

准教授	６００，０００円
講師	５００，０００円
助教	４５０，０００円